

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（昭和22年法律第67号）」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

別表学校医の項及び学校歯科医の項中「45,650円」を「45,490円」に改め、同表狭山保育園嘱託医の項中「18,870円」を「17,930円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。